

令和4年度第6回南関町農業委員会会議録

令和4年8月10日(水)
午後1時26分開会
南関町役場 庁議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員会憲章朗読
5番 片山弘美君
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
2番 原口隆治君
3番 大里義明君
5. 議 事
第24号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第25号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第26号議案 非農地判断について
報告第3号 許可不要転用届について
6. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 井上 繁孝君	副会長 打越 辰美君
1番 平山 竜代君	2番 原口 隆治君
3番 大里 義明君	4番 猿渡 徳幸君
5番 片山 弘美君	6番 福山 正英君
7番 末竹 信雄君	8番 山口 勲君
9番 城戸 英次君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 田口 明君

書 記 齋 田 士 郎 君

令和4年度第6回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時26分

1. 開会

○副会長（打越 辰美君） ご起立をお願いします。定刻よりちょっと早いですけれども、皆さんお集まりですので、ただいまより令和4年度第6回の南関町農業委員会総会を開催いたします。礼。着席。

○事務局長（田口 明君） 本日は、委員の皆様、全員ご出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員会憲章朗読を5番、片山委員さんよろしく願いいたします。

○5番（片山 弘美君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開会にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） 改めまして、こんにちは。

本日は、第6回の南関町農業委員会総会を開催しましたところ、本当に毎日猛暑が続く中にもいつもお仕事されて、本当にご苦労さまです。その中にご出席していただきましてありがとうございます。

また、先月の農地パトロール出発式から現地調査等で猛暑の中を巡回していただいておりますけれども、本当にご苦労さまでございます。また、ご案内のとおり南関町におきましてもコロナウイルスによる感染が多く発生しているような中でございますので、何分にもコロナの感染には十分気を配っていただいて、仕事に差し支えがないようにしていただきたいと思います。

今日は議案も報告まで4本ありますので、よろしく願いいたします。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたし

ます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、しばらくの間、議長を努めますのでよろしくお願いいたします。それでは、議案審議に入ります。

議案審議に入ります前に議事録署名人を指名いたします。今回の議事録署名人として2番原口委員、3番大里委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、議事の進行にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため本総会の開催時間をできる限り短縮することを目的とし、事務局が行う議案書の説明については事前に資料を配付していますので、必要最小限度にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

第24号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。案件は4件10筆です。

それでは、本案について現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

3番、大里委員。

○3番（大里 義明君） まず7月28日に事務局と同行いたしまして、現地のほう調査いたしました。ご本人が高齢であり財産の整理もされているというようなことでありまして、農地管理ができていない状況でございましたので、そういう状況でございました。今後、これを贈与という形でされております。贈与等については問題ないと思いますけども、ぜひご審議いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

次に山口委員、お願いいたします。

○8番（山口 勲君） 7月28日に、事務局と現地を見て回りまして非常に作物も耕起の手入れも立派にできておりました。そして、これも贈与のようですね、親戚のほうで。それで別に問題は私が見たところではないように把握いたしました。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） 続きまして、6番、福山委員お願いします。

○6番（福山 正英君） 議案申請番号191につきまして、現地を確認しました結果、贈与による所有権移転ということで現在もう管理をされており、渡人の方に関しま

しては遠隔地におられてもう高齢であるために土地の管理ができないということで、親族間の贈与という形で申請を出されております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

次に4番、猿渡委員、お願ひします。

○4番（猿渡 徳幸君） 申請番号201。現地確認を7月28日に行いまして、事務局と最適化推進委員さんと4名で行いました。そこで、今回農地を駐車場としてということでございますが。

○議長（井上 繁孝君） 違うとこ。田代さんのところたい。

○4番（猿渡 徳幸君） すみません。申請番号201番、現在も作付けを行ってあり問題はなと思われます。

審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

ただいま委員から説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

事務局。

○事務局（齋田 士郎君） 事務局から補足で説明をさせていただきます。

申請番号176番、所有権移転贈与の案件になります。このうち図面のほうをご覧ください。図面のところに「又地番」があると思うんですけど、ご確認いただけますでしょうか。この又899番地につきまして補足でご説明いたします。この地番につきましては。

○議長（井上 繁孝君） ちょっと待つて、猿渡君が。この地図です。

○事務局（齋田 士郎君） 又899についてですが、申請書類に添付してある登記簿を確認したところ国土調査現地確認不能ということで、登記簿に記載がありました。

以前は法務局にある登記簿上の財産として又899番地はあるんですが、地図上にはどこにも表示がされておりません。今回財産の処分ということで、渡人から受人のほうへの贈与という申請になっております。現地確認はできておりませんが、現地確認いただいた委員さんの協議の結果です、特に問題ないということで今回総会の審議にあげさせていただきます。

よろしくお願ひします。以上です。

○議長（井上 繁孝君） 今の説明でわかりますか。899-1のとは別ですけんね。よございますか。

それでは、今補足説明もありましたので、何かご質問ありませんか。

8番委員。

- 8番（山口 勲君） 今日も今までもそうだったですけど、一遍に何筆の分もするとも早くていいとは思いますが、ちょっとややこしいからですね、やっぱり申請番号の176とか177とか一つずつやっていったほうがいいんじゃないかと思いますが、それからこれの申請番号196番も私が見に行ったんですよ。
- 議長（井上 繁孝君） それはまだ先の。今ですね、201までの説明の中の審議をしますので、それに対してのご質問をお願いいたします。猿渡委員が現地説明、それから、最初のは申請番号176番の又番の899番が図面上にもうない。地番はあるけれどもないという補足説明しましたので、そこまでの審議です。
- 8番（山口 勲君） まず最初に言ったように、一つずつというは何ですけど、そういうふうにしていくとしゃが、皆さんははっきりわかるんじゃないかならうかと思ってちょっと提案しました。
- 議長（井上 繁孝君） そういうことで今山口委員から言われたけれども、この申請番号の順番に全部現地確認に行ってもらって、今現地確認の報告をしていただいて、それに対して質問を今受けよるわけですから、申請番号の何番に対しての質問をしていただきたいと思います。これに対しては何も異議はなかわけですね。議題については、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、説明文を皆さんに配布しております。コロナの影響で時間を短縮するためにそういうふうな形を取っておるわけですので、ご理解をいただきたいと思います。よろしいですか。
- 8番（山口 勲君） はい。
- 議長（井上 繁孝君） 9番委員。
- 9番（城戸 英次君） 申請番号201について、受人というのはないのでしょうか。渡人、受人であるんですけど。
- （「次ページ、次ページにそれがある」の声）
- 9番（城戸 英次君） はい、わかりました。
- 議長（井上 繁孝君） また、またいどっですもんね、ページが。次のページに。3条の譲受人が、譲る人はAさんですけども、譲受けの方はBさんが次に載っておりますので。わかったですね。
- 9番（城戸 英次君） はい。
- 議長（井上 繁孝君） ほかにございませんか。
- 1番委員。
- 1番（平山 竜代君） 用語の違いをお願いします。書類の農振地域と農振農用地の違いというのは、どのような違いになるんですか。
- 事務局（齋田 士郎君） 事務局のほうから説明いたします。
- 南関町の中で農振地域、その中で特に農地を守っていかなければいけない地域を

農用地区域というふうに指定を行っています。南関町は全域が農振地には入っております。その中でも特に守らなければいけない農地、集団集約農地の広がりが多い土地だったり、補助金をもらえるような土地ですね。農地として守らなければいけない土地を農用地区域というふうに指定をしておりますので、農振地域の農用地区域内という意味合いで受け取っていただければと思います。

○議長（井上 繁孝君） 農振地と農振地じゃない農地があるということですね。

○事務局（齋田 士郎君） そうですね。

○1番（平山 竜代君） そのあたりも出てきてますけど、農振地地域外というのがそれでいいですか。

○事務局（齋田 士郎君） そうですね。

○1番（平山 竜代君） ありがとうございます。

○議長（井上 繁孝君） いろいろ事業をするときは、圃場整備なんかしよるところは農振地外区のところはされんから農振地に加入していただいて整備をする。農振除外してあるところがありますもん。そういうところは中山間地とか何とかも制度に加入でけんから、山の栗園なんかも開植をしたり何たりするときは、農振地でなからでけんから、そういうふうに農振地に加入してから補助金の対象とかになるとから、農振地でないといかん。

ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） それではないようでございますので、採決いたします。

第24号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第24号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第25号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

案件は、3件5筆です。

本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

8番、山口委員。

○8番（山口 勲君） これも先ほど言った7月28日に、申請番号はどれになっとですか、この順なら。

（「196」の声）

○8番（山口 勲君） 196でしょ。

○議長（井上 繁孝君） はい。

- 8番（山口 勲君） これはですね、現地は豊永ではないわけですよ。それで、後に福山委員のほうから現地確認に再度行きますということになっておるから、福山委員のほうからしてもらったがいいんじゃないでしょうか。
- 議長（井上 繁孝君） 現地が豊永と肥猪になつとると思いますけど。この道路で。手前のほう、豊永の分ば。
- 8番（山口 勲君） だけんやっぱり、私はなかなかどっちん誰でも。はい、わかりました。
- 議長（井上 繁孝君） ここに申請番号196の豊永と肥猪とあるでしょう。豊永のほうを説明してください。
- 8番（山口 勲君） 豊永のほうは別に問題はありませんでした。豊永のほうは私が見て問題はないと思いましたが、審議よろしくをお願いします。
- 議長（井上 繁孝君） 続きまして、同じく肥猪地区になりますけれども、福山委員をお願いします。
- 6番（福山 正英君） すみません、申請番号196番の今豊永分の下の肥猪反鋤田う名称の部分なんですけれども、農地転用ということで私が私用で当日事務局のほうと落ち合いができませんでしたので、後日現地を確認して行ったんですけれども、ここに転用という形で出ておりましたけれども、地図で見ていただきますと5枚目の地図ですかね。議案第25号の農用地転用ということで反鋤田985-2というところですね。こちらを確認しましたけれども、転用申請が出されているんですけれども、現在工事をされているということでちょっと事情をお伺いしました。地権者の方にですね。これが一応議案書のほうの高椋畜産さんのほうに今転用ということになっておりますけれども、畜舎の増設ということで工事をされておりました。農業委員会、実際は転用許可が下りる前ということで、正式には事前着工という形になるんでしょうけれども、内容をお聞きした結果、その資金面であったり、後は工事の完了を届けてあったり、また資材等の高騰がありまして、期限をちょっと延ばせないということで工事を着工されておりました。
- 実際、牛であったり馬であったりですね、生き物を飼育されているということで、これを延期すると経営のほうにも支障をきたすということで、一応現況を見た結果は今回転用はされておりますけれども、もともともう昭和50年前後ですかね、もともともちらの土地を購入されて入植されておりますけれども、その当時小規模ではあったんですけれども、農業施設ということで最初は対応されて建築をされていたと思うんですけれども、お父さんの代だったので、それがそのまま増築、増築という形になっておったというふうな形になっているみたいです。
- 今回、ここにあります高椋畜産さんのほうに転用ということで許可申請出されて

いましたけど、それまでたぶん気づかれてなかったんでないかということで、本来であればちょっと問題になるんでしょうけれども、適正に管理もされておりますし、子どもさんたちも跡を継がれて規模拡大ということで前向きにされてますので、一応審議はしていただいてご検討いただいて、よければこのまんま許可が下りればということで思っております。

以上説明のほう終わります。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして2番、原口委員、お願いします。

○2番（原口 隆治君） 7月28日に現地のほう確認しにいきました。事務局のほうと4名で確認しまして、これは吉野電子さんの駐車場として利用したいということで農地の転用の申請が出ております。

以上、問題ないかと判断しておりますので、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（井上 繁孝君） 続きまして、4番、猿渡委員、お願いします。

○4番（猿渡 徳幸君） 申請番号205番、現地確認を7月28日、事務局、推進委員さんと4名で行いました。そこで今回転用目的が駐車場ということですけど、駐車場として使用しても周囲の農地には問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございます。

ただいま4名の方の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。8番委員。

○8番（山口 勲君） 最初にちょっと私も勘違いしたところもありましたけど、申請番号196番、これが豊永と肥猪とあって、やはり始末書へも出すようなことであれば、最初から申請者本人と農業委員と推進委員か、こちらもスタッフが全部揃ってから対面で話をして、明るる日、この件で私は2回役場に来たんですよ。気になるけんですね。今度は、福山委員と肥猪からも誰かいらっしゃって現地確認に同行されたんでしょうか。

○議長（井上 繁孝君） はい、事務局。

○事務局（齋田 士郎君） 最適化推進委員さんにおきましては、山口委員と立ち会っていただいて、7月28日の日に最適化推進委員さんには現地のほうを確認していただいています。

以上です。

○8番（山口 勲君） その時の私の感じでは、ほとんど私が来てから始末書も出ておるし、こういうことで工事のありよつとも全然なかったし、事務局はこういうのがあるんなら、その場で私たちにいい教科書手本があるから指導を、テキストがある

からその場で注意したりそういうことをしたほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（井上 繁孝君） 局長。

あれでしょう、今の質問は事前着工もありよるし、事前に届出なしでの転用があったということで、以前の転用につきましては始末書添付です。今まで福山委員が言われたように、増築、増築、増築と自分の資金でずっと自分の土地に牛小屋を建ててこられたということで、それでこういう申請が必要ということ自分をわからんやったということじゃなかったのかと思うわけですよ。それでこれは申請する必要がある、地目転換をする必要があったということで始末書が添付されたということです。今回は、また増築のところで、先ほど説明があったように、今回は自己資金じゃなくて借り入れでの増設とお聞きしましたけれども、そういうことで生き物を飼っている、資材も高騰しとったということで、それも自分の土地に自分で建て、今回は資金を利用されたことによってこれがまた出てきたということです。住宅でも同じ、住宅資金を貸すといろいろ申請してこなん。自己資金でしとったら自分への土地に建てとったっちゃわからんで済むときもあるわけですよ。今回は借入金で発生してきたということで、この申請者ももともと向こうの方であって、今もなお、住所は向こうで、経理はこっちでしょんはなっということ。今回はそういうことで調査に行かれた方は、何ら問題はないということで、大いに問題はありますけれども、今の状況の判断からすれば問題ないからご審議をしていただきたいということでございますので、これに対して異議がある方は、ご質問をしていただきたいと思ます。

○8番（山口 勲君） もういっちょよかですか。

○議長（井上 繁孝君） はい、8番委員。

○8番（山口 勲君） こうやって申請が出て、私はほとんど（聴取不能）推進委員だったから、豊永のときあったんですね。現地に行ったら、私と農業委員とは、これは私は極端に言うと不法投棄じゃないかと言うたんですよ。そうしたら、復旧しますということもあつたし、（聴取不能）転用を。そして、この農業委員会に推進委員として意見を言いたいと事務局に申し出たんですよ。でもそれもかなわなかったし、もう少しそういうところは一般常識というか、そういうところは加味してから考えて物事を進めないと、非常にある場合には不愉快になるときもあるわけですよ。

○議長（井上 繁孝君） この農業委員会ということは、工事を差し止めとかそういうことも権限が農業委員会にはないわけです。今回は農用地の転用であがってきておりますので、それを認めるか認めないかが議題です。

○8番（山口 勲君） 去年、一昨年のも転用だったんですよ。

○議長（井上 繁孝君） それに対して、ご意見がある方は質問していただきたいと思

います。

○8番（山口 勲君） もう一ついいですか。

○議長（井上 繁孝君） 今の件についてですか。

○8番（山口 勲君） はい。農業委員会は、それを注意しても差し止める権限はないと今会長は言ったんですけど、本当にはないんですか。

○議長（井上 繁孝君） 私はないと思います。

○8番（山口 勲君） 事務局はどうですか。

○事務局長（田口 明君） 県のほうに確認も取らせていただいたんですけども、差し止めをする権限は農業委員会にはありません。

○8番（山口 勲君） 県のどこにあるわけですか。県庁の中でしょうか。

○事務局長（田口 明君） 農地転用に関してが基本的に県の許可、南関町においては南関町農業委員会でご審議いただいた意見を県のほうに、許可権者である県のほうに意見書の提出は行っています。許可に関しては、県のほうが行っていますので、県のほうでやられています。

○8番（山口 勲君） 転用するなら、あそこの排水とか何とかどうなってるかなてまた後で思い出して、見に行こうかと思うけど、なんべんでも私がいくとしゃが、またどっちにもいらん心配をかけるけんと思うち、あれだけで済むなら排水とか何とかどうなってるかなて、そういうところは何も申請書のごたつとには書いてなかですか。

○議長（井上 繁孝君） それは資料には添付してあつと思いますけど。

6番委員のほうから説明。

○6番（福山 正英君） 先ほど説明の中で、今8番委員が質問された件で、排水同意、今回の転用の部分につきましての排水同意につきましては、区長さんに直接お会いした結果、区長さんのほうが現地を見られて転用と一緒に排水同意の許可も区長さんのほうから書類が出ているということで、私のほうは確認をしております。

○議長（井上 繁孝君） ほかにありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） それでは、ないようでございますので、採決いたします。

第25号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議ありませんね。

（はいの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第25号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第26号議案、「非農地判断について」を議題といたします。

案件は、1件1筆です。

本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

3番、大里委員。

○3番（大里 義明君） 申請番号157番でございます。7月28日に事務局同行で現地調査を実施しております。地主の方ですね以前は農地として管理をされておったんですけども、もう高齢となり現地を見た時点では、もう林野、山林というような状況で全く管理ができていない状態でございます。農地と該当しない土地であるということを確認いたしましたので、ご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございます。

委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第26号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第26号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第3号、「許可不要転用届について」を議題といたします。

本件については、報告内容を配布済みですので、これで終了させていただきたいと思っております。

これで、本日の議案は全て終了いたしました。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（井上 繁孝君） 本日の議決事件等の字句の整理を議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には、慎重審議いただきありがとうございます。これをもちまして、議長の席を降りさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

○事務局長（田口 明君） 井上会長、ありがとうございます。

それでは、閉会を打越副会長お願いいたします。

○副会長（打越 辰美君） ご起立お願いします。

これもちまして令和4年度第6回の南関町農業委員会の総会を閉会いたします。
礼。

-----○-----

閉会 午後2時04分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人